

2020年7月17日

各 位

株式会社 愛知銀行

不祥事件について

7月1日に当行行員（当時）が逮捕されました不祥事件につきまして、お客さまや地域のみなさま、ならびに株主のみなさまに多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、あらためまして心からお詫び申し上げます。

公共的に大きな役割を担い信用を第一とする金融機関として、このような事態を招いたことにつきまして、役職員一同深く反省しております。

逮捕後、内部調査を進めておりますが、現時点の状況につきまして、下記の通りご報告いたします。

記

1. 事件の概要

当行蟹江支店の元行員が、6月29日（月）勤務時間内に、支店の現金保管庫内から現金5百万円を窃盗したとして、7月1日（水）に逮捕されました。

本事案は元行員の出張にあたり業務を引き継いだ他の行員が、現金保管庫内の現金の不足に気づき、調査を行った結果、窃盗の事実が判明したことから即刻被害届を愛知県警へ提出の上、対外公表を実施し、対策本部を立ち上げ内部調査に着手したものです。

行 為 者 元行員（女性 60歳 一般職）
発生店舗 蟹江支店

【内部調査にて判明した事項】

①現金保管庫現金在り高と出納手許現金精査表の差額：92,465,000円

上記違算金につきまして、元行員の関与が強く疑われ、本人も数年間にわたり着服していた事実を認めたことから、現在警察にて捜査が進められております。

②手口等

現金管理を担当する出納係の立場を利用し、他の行員に気づかれないよう、巧妙に現金を抜き取っていたものです。着服金は生活費への充当に加え、家電製品や服飾品、高級ブランドバック等の購入や高級エステサロン等にて消費したとの供述内容が警察から寄せられました。

なお、本件は銀行窓口の受払やATMへの充当に使用する手許現金の着服であり、現時点では、お客さまのご預金等からの着服は確認されておりません。

また、7月6日までに全ての営業店において厳格に調査を行った結果、本件以外は適切に取扱いがなされており、現金残高の不一致はありませんでした。

2. 発生原因

元行員は約10年と長期間当該支店に勤務し、出納係の他、預かり資産担当者としてお客さまの資産運用相談業務等も務めておりました。勤務振りに特段の問題はなく、預かり資産獲得の実績も高く、ベテラン行員として管理監督者や他の行員からも頼られることも多くありました。

周囲からの信頼を利用し、休暇取得に伴う業務引継時や日常における金庫内への現金格納時におけるチェック、月1回以上不定期に実施する現金算当や監査部による抜き打ちでの現金検査等を巧妙にかわし続けていたものですが、不祥事件防止のチェック態勢が正常に機能していなかった点が大きな原因であります。

3. 関係機関への報告等

事件発覚後、警察への被害届提出のほか、監督官庁等関係機関への報告を行っております。また、業務上横領の刑事告訴に向け準備を進めており、警察の捜査に全面的に協力してまいります。

4. 人事処分

元行員については、2020年7月6日付で懲戒解雇処分といたしました。

また、本事案を重く受け止め、役員はじめ関係者についても責任の所在を明確にしたうえで、厳正な処分を行います。

5. 今後の改善策

当行はこれまでもコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、内部管理態勢の充実・強化に努めてまいりました。

今回の事件を受けて、あらためて現金取扱におけるルールの周知徹底を全行員に対し行いました。再発防止の観点から、法令等遵守意識の更なる徹底を図るとともに、各種チェック機能の強化等、内部管理態勢の一層の強化を行い、みなさまの信頼回復に全行あげて取り組んでまいります。

<お問い合わせ先>

【お客さま専用窓口】 0120-858-223 (フリーダイヤル)

7月17日(金)～7月22日(水) 受付時間 9:00～17:00 (土日を含みます)

※7月17日(金)は19:00まで受付いたします。

※7月27日(月)以降は、お客さま相談センター 052-251-3211 (大代表) まで
お願いいたします。(平日 9:00～17:00)

【報道関係窓口】 総合企画部 広報グループ 052-242-2237

以 上